

●●町会（●●商店会）地区防犯カメラシステム管理運用規定

●●町会（●●商店会）周辺地域防犯カメラ管理運用委員会

防犯カメラ管理運用委員会

（設置目的、設置者及び名称）

第1条 ●●町会（●●商店会）防犯カメラシステムを管理運用し、●●町会（●●商店会）周辺地域の地域住民及び訪問者の安全と犯罪の防止を目的として、参加団体は防犯カメラ及び画像録画設備（以下「防犯カメラシステム」という。）を設置し、保有・管理運用する。

この目的のため防犯カメラ管理運用委員会（以下管理運用委員会と称する）を設ける。

（設置場所と町会の同意）

第2条 防犯カメラシステムの設置場所は、別紙の地図図面に表示の所とする。

- 2 設置場所については、地域の町会の同意を得るとともに、設置場所の近隣住民に対しては個別に同意を得るものとする。

（管理運用）

第3条 防犯カメラシステムの管理運用は、管理運用委員会をもって実施する。

- 2 管理運用委員会の委員は、●町会（●●商店会）の代表者を含む計●名をもって構成する。
- 3 管理運用委員会には、委員の中から委員長、副委員長、各1名をもって構成し、委員長は●町会（●●商店会）代表が就くものとする。
- 4 管理運用委員会の会議は、委員長が招集し会議を主宰する。

（管理運用責任者及びその責務）

第4条 防犯カメラシステムの管理運用責任者は、管理運用委員会の委員長及び副委員長とし、委員長に事故のある時は、その事務を副委員長が代行する。

- 2 防犯カメラシステムの取り扱いは管理運用委員が行い、この規定を遵守するとともに、画像録画設備で得た情報を第三者に漏らしてはならない。

（設置場所の明示）

第5条 管理運用委員会は、防犯カメラの設置が地域・町会住民及び訪問者等に明らかになるように、防犯カメラが設置されている旨を明示する。

（管理運用留意事項）

第6条 管理運用責任者は、個人のプライバシーを不当に侵害することのないように、運用しなければならない。

- 2 画像録画は、特定の個人及び建物等を対象としない。
- 3 画像を保管する期間は、1ヶ月程度とし、当該期間経過後、管理運用責任者は速やかにこれを消去しなければならない。

（記録映像の閲覧）

第7条 記録映像は、非公開とする。ただし、犯罪の捜査等で、法律に定められた手続きの下に閲覧の要請があった場合には、管理運用委員会の委員の確認により提供することができる。

2 前項による提供の場合は、閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（期間・場所）などを利用閲覧簿に記載する。

閲覧については、1名以上の委員が立会い、作業は委員の指示によって実施する。

3 また閲覧者は別紙申請書を管理運用委員会へ出し承認を取らなくてはならない。

（記録映像の持出し）

第8条 記録映像の持出しは、これを行わない。ただし、犯罪の捜査等で法律に定められた手続きのもとに要請があった場合には、この限りではない。

2 前項ただし書きの場合は、持ち出しの日時、持ち出しの目的、持ち出し者及び画像の範囲（日時・期間・場所）等を持ち出し簿に記載する。

3 またその持ち出し作業においては、●●町会（●●商店会）周辺地域防犯カメラ管理運用委員会への申請書を提出し承認を取らなくてはならない。

4 持ち出し作業については、1名以上の委員が立会い、作業は委員の指示により実施する。

5 持ち出しの記録映像は目的使用後は委員会へ返却させるものとする。

（保守管理・積立金について）

第9条 防犯カメラシステムの保守管理については、委員会に承認された保守管理業者に委託して行うことができる。

2 保守管理業者は秘密保持についての誓約書を委員会に差し入れることとする。

3 将来のシステム取替えのために毎年一定金額を参加各団体毎に積み立てるものとする。なお故障などの発生については、そのつど委員会の承認を得て、積立金から充当する。修理結果については委員会に報告し、記録するものとする。

4 保守管理費、積立金は参加団体ごとに拠出し、積立、管理されるものとする。

（監査）

第10条 各町会担当の管理運用責任者は、防犯カメラの管理運用状況を年1回、町会の総会若しくは役員会に報告し監査を受けなければならない。

（その他）

第11条 この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が別に定める手続きをもって対処する。

2 前項に定める事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

付則 この規定は、令和●●年●●月●●日から施行する。

防犯カメラ映像閲覧・持ち出し申請書

申請日 年 月 日

申請者名	
申請者所在地・住所	
申請者連絡先	
閲覧・持ち出し目的	
閲覧・持ち出しの範囲（日時時間）	
閲覧・持ち出しの媒体	
閲覧・持ち出し映像・媒体の返却に付いて	
閲覧・持ち出し作業実施予定日時	
※以下は委員会側記入欄	
委員会（承認・非承認）日時	年 月 日午後・午前 :
委員会決定事由	
運用責任者	印
作業立会人（運用責任者の氏名）	
備考	